

設計変更協議会実施マニュアル

平成30年4月

首都高速道路株式会社

技術部 技術企画課

1 目的

設計変更協議会（以下「協議会」という。）は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、各局で行われている設計変更会議とは別に「工事請負契約における設計変更ガイドライン（平成29年5月首都高速道路㈱制定）」で判断できない案件に対して、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議を行う場として開催する。

2 対象の工事

協議会は、全工事を対象とする。

3 組織

1) 協議会

協議会は、下記のメンバーを標準として開催するものとする。

委員長		担当部長
委員	発注者	保全管理課長、プロジェクト管理課長、建設管理課長、予算担当者、審査担当者、所長、副所長、管制所長、工事長、設計課長、担当監督員、設計担当者等
	受注者	現場代理人、監理技術者等

※発注者側の委員は上記表を参考に組織により読み替えるものとし出席者は各局により適宜人選すること。

委員長の指名により、委員が委員長の代理となる事ができるものとする。また、協議会において必要と認められた場合は、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

なお、メンバーが協議会に出席できない場合は、代理を立てることができるものとする。

2) 事務局

協議会事務局は、原則として審査担当課（保全管理課・建設管理課）に設置するものとするが、施設系にあっては工事担当事務所、設計付き工事にあっては設計担当課においても設置ができるものとする。事務局は協議会の開催、運営に関する事務を行う。

4 協議会の開催

1) 審査内容

- 協議会は、設計変更の妥当性（可・否）の審議について審査を行うものとする。
- 協議会で必要な技術資料については、各者で作成することとする。また、審査に関わる説明は、協議会を発議した者が行う。
- 協議会は、説明者に対して過度な説明資料の要求を行わないように努めること。
- 説明者は、明快かつ簡潔な資料を作成するように努めること。
- 審査内容について、現地条件の確認が必要な場合は、適宜、現場にて協議会を実施する事が出来る。

2) 協議会の開催時期

- 協議会は、設計変更の妥当性の判断を行うにあたり、協議会を構成する「発注者」、「受注者」のいずれかの発議により適時開催するものとする。
- 協議会開催の発議については、事前に発注者と受注者でその是非について協議を行うこと。
- 協議会は発議者から、施工方法、工事目的物等の変更について協議のあった場合、速やかに開催する。
- 受注者が協議会の開催を発議する場合、「主任監督員」に要請(協議)するものとする。
- 発注者が協議会の開催を発議する場合、主任監督員から現場代理人に要請(協議)するものとする。
- 主任監督員は、発議者から協議会の開催要請があったことを事務局へ速やかに伝達すること。
- 事務局は、協議会の開催要請を受けたとき、委員長及び委員に周知し、速やかに協議会を開催すること。
- 協議会の開催協議にあたっては、事前に「工事請負契約における設計変更ガイドライン」を確認すること。

3) 協議会の結果

協議会の結果は、発議者が議事録を作成し、工事打合せ簿に添付のうえ確認すること。

また、発注者は協議会の結果を踏まえ、速やかに変更設計を行うために（必要に応じて工事変更合意書を作成し）、設計変更の採否の決定を契約責任者に仰ぐこととする。

5. 対象工事の取扱い

全工事を対象とし、特記仕様書に以下の内容を記載し、協議会の対象工事であることを明確にすること。

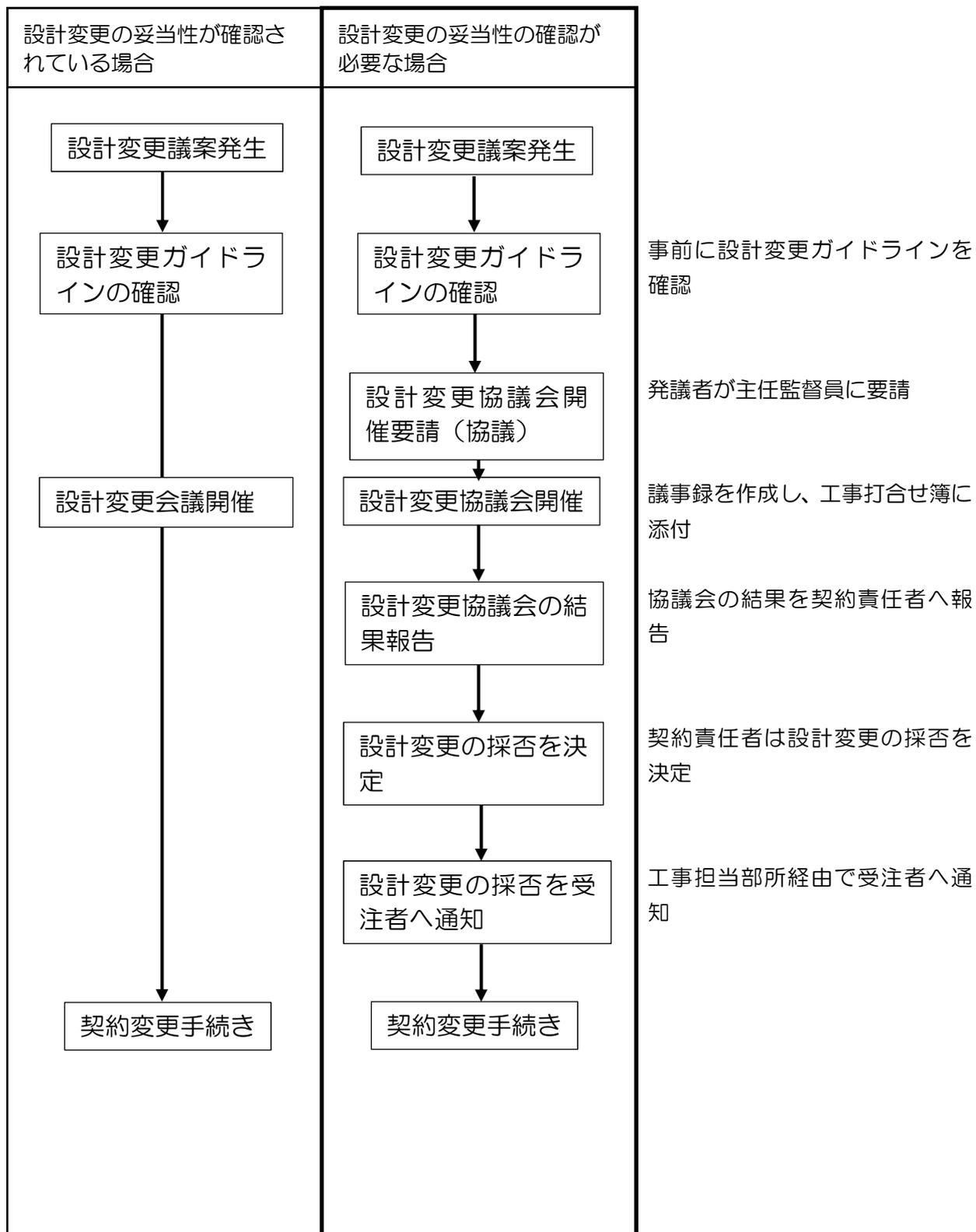
～特記仕様書記載例～

「設計変更協議会」の設置

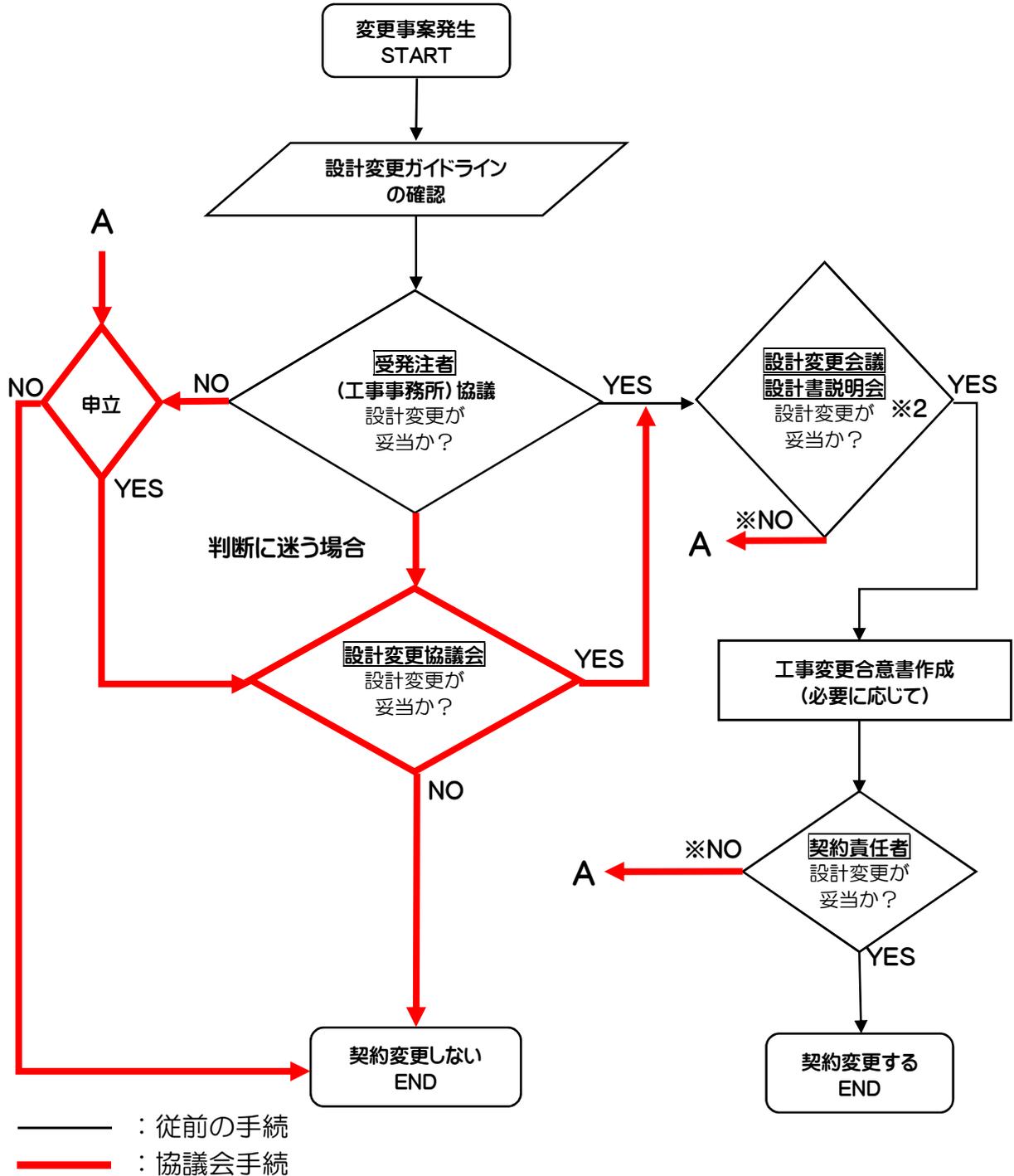
本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議を行う場として開催する「設計変更協議会」（以下、「協議会」という。）の設置対象工事である。

「協議会」の実施にあたっては、「設計変更協議会実施マニュアル」によるものとする。

◆設計変更協議会の流れ



◆契約変更の流れ（下記を参考に局により適宜運用してよい。）



※：各局の設計変更会議等において否決された場合、発議者の申立により設計変更協議会に発議できるものとする。

※2：設計書説明会の開催前に工事変更合意書が作成されている場合もある。